

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 28 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	地すべり調査・解析
対象国及び類似地域	ブータン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ブータンは、国土の大部分が山岳地帯であることから幹線道路の代替路がほとんど存在せず、またインドへの売電による収入が国の経済に大きな影響を与える状況にある。このような状況下、道路や発電・送電施設は降雨起因の地すべり災害リスクに晒されており、これらが被害を受けると国の経済活動にも大きな影響を及ぼすのが現状である。実際に、土砂崩れ等の災害により、インフラ・運輸省が管轄する国内の幹線道路における通行止め回数は年間 444 回（2021 年）発生しており、うち、斜面災害に起因するものは 139 回に及んでいる。そのため、雨季（7 月～9 月）にはブータン政府はその復旧作業に追われており、気候変動の影響もあり降雨強度や頻度の増加により道路や発電・送電施設を含む重要インフラは地すべり災害リスクは上昇傾向にあると考えられる。

ブータン政府は、第 13 次五か年計画（2024-2029）を策定し、安全保障クラスターの中で、災害リスクの軽減を達成すべき成果とし、その災害や緊急事態への対応・準備計画の策定を重要な「戦略／プログラム」として位置付けている。JICA は、陸上運輸局（Department of Surface Transportation。以下「DoST」という。）と開発調査型技術協力「道路斜面管理マスタープラン調査プロジェクト」（2014-2016）技術協力プロジェクト「ブータン道路斜面对策工能力強化プロジェクト」（2019-2024）の実施を通じて、従来、岩盤斜面崩壊、落石、土石流の対策工法や切土勾配の見直し、植生工による斜面の安定化、事前通行規制による災害事故防止などの概念を導入してきた。しかしながら、より大規模な被害を上記重要インフラにあたる深層にすべり面を持つ地すべりに対する取り組みは行われてない状況にある。

このような状況下、同国政府は、地すべり災害リスク削減に資する対策能力向上を目的とした「地すべり災害対策能力強化プロジェクト」（以下「本事業」という。）を我が国に要請した。

本詳細計画策定調査は（以下「本調査」という。）は、本体技術協力事業で本格検討・実施する「地すべり調査・評価」、「地すべり観測」及び「地すべり対策に係る施設配置計画」等に必要な具体的作業項目の絞り込み並びに適正な作業量及び検討内容の精査を目的とするものである。なお、本調査期間中でブータン政府と確認した内容を協議議事録（Minutes of Meetings。以下「M/M」という。）にて確認する。

なお、本事業の実施機関はインフラ運輸省・陸上運輸局（DoST）だが、DoST は国道の斜面災害対策を所管としており、ブータンの経済を支える水力発電や送電網への斜面災害は建設や維持管理を担う Druk Green Power Corporation やブータン電力公社（Bhutan Power Corporation）が対応している。ブータンにおいて地すべり災害リスクを削減し、持続可能な経済開発を進めるためにはこれらの保全は必要不可欠である。そのため、DoST を主要実施機関としつつ、関係機関が活動に参加する実施体制を提案し、これら機関の参加確約を含め、合意を得る方針である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、当該団員は、全体の取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 8 月下旬）

- ① ブータン側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA 防災・復興グローバルアジェンダを理解する。
- ② JICA 地球環境部防災グループ等との打合せ（対処方針会議等）に参加する。
- ③ 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ブータン側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ 本団員担当分野の調査工程（案）及び本体調査の枠組み（案）を検討し、現地渡航前に JICA に提出し、その内容を協議し、決定する。特に（２）②及び③に先立ち、収集情報リストを作成し、JICA と協議する。

（２） 現地業務（2025 年 9 月上旬～2025 年 9 月下旬）

- ① JICA ブータン事務所等との打合せに参加する。
- ② ブータン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・

資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア) 地すべり対策に係る現状と課題、先方政府のニーズの確認を行う。

その際、観測、機構解析、施設配置計画策定・施工、運用維持管理に分類して確認する。

イ) 地すべり調査・解析に関し、最低限必要な機材及び調達先を確認する。

ウ) 調査・観測・施工計画策定の対象となるプロジェクトサイトを、経済的影響や、活動度、アクセシビリティを考慮の上、地形判読及び現地踏査を行い、サイトとしての適切さを簡易評価し、候補地を選定する。

- ④ 収集した情報を踏まえて、担当分野に係る本体技術協力事業の協力枠組み（案）、調査工程（案）、実施手法（案）、投入規模（案）、必要な機材及び調達方法、先方政府負担事項（案）の作成に協力する。
- ⑤ 担当分野に関し、本体技術協力事業で想定される現地再委託による作業（案）及び現地再委託 TOR（案）の検討並びに現地コンサルタントに関する情報収集（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）を行う。
- ⑥ 担当分野に関する先方政府説明資料作成を行う。
- ⑦ PDM 案、PO 案、M/M 案、及び JICA とブータン実施機関が締結する協力合意文書（Record of Discussion。以下（R/D）という。）（案）の作成に協力する。
- ⑧ 他団員と協力し、現地調査時の議事録（和文）を作成する。
- ⑨ JICA 調査団到着前にオンラインで調査の進捗状況を JICA に報告する。
- ⑩ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ブータン事務所等に最終報告する。

（３）整理業務（2025 年 10 月上旬～2025 年 10 月中旬）

- ① 現地業務を踏まえ、JICA が取りまとめる事業事前評価表（案）、リスク管理チェックシート（案）、案件枠組み（案）の作成に担当分野の観点で協力する。
- ② 報告会、打合せ等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る調査結果の取りまとめ資料を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2025 年 10 月 15 日（水）までに提出。

担当分野に係る調査結果の取りまとめ資料を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 9 月 1 日～9 月 30 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者より 2 週間程度遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 砂防行政（JICA）

- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 地すべり調査・解析 (本コンサルタント)
- オ) 評価分析/ジェンダー (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ第一チームから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・ JICA 地球環境部防災グループ出張報告書

- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- JICA グローバルアジェンダ No.20：防災・復興を通じた災害リスク削減 | 事業・プロジェクト – JICA

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/index.html>

- ブータン国 道路斜面管理マスタープラン調査プロジェクト ファイナルレポート

JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につ

いては、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上